

## 「八尾市立中小企業サポートセンター事業」委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

八尾市は全国でも有数の中小企業のまちであり、数多くの製造事業所をはじめ、様々な産業が集積しています。本事業では、八尾市中小企業地域経済振興基本条例に基づき、本市の産業振興施策を推進するものであり、事業者間ネットワークを有効に活用し、市内中小企業をはじめとする市内企業（以下、市内事業者という。）を広くサポートすることを目的とする。

### 2 提案に係る業務内容等

#### (1) 業務名

「八尾市立中小企業サポートセンター事業」

#### (2) 業務内容

別添 「八尾市立中小企業サポートセンター事業業務仕様書」のとおり

#### (3) 業務委託期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 委託料上限額

31,962,150 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 応募資格

下記の（1）から（8）までのすべての項目を満たしている者です。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から審査日までの間に、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の規定に該当する次の者であること。
  - ア 引き続いて2年以上その営業を行っていること。
  - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
  - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

#### 4 スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	令和4年5月13日～5月30日
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付	令和4年5月13日～5月20日
3	実施要領、仕様書等に関する質問の回答	令和4年5月24日まで
4	プロポーザル参加申請書等及び企画提案書等の提出	令和4年5月13日～5月30日
5	プレゼンテーション実施要請通知（書類審査の結果通知）	令和4年6月3日
6	受託候補者選定委員会開催 （プレゼンテーション審査）	令和4年6月9日
7	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	令和4年6月初旬～中旬
8	契約の締結	令和4年7月1日

#### 5 プロポーザル参加に際しての注意事項

##### （1）失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

##### （2）複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

##### （3）提出書類の取扱いについて

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

##### （4）費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

##### （5）その他

提案者は参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

#### 6 プロポーザル参加申請書等の提出

当業務に応募される事業者は参加申請書（様式1）、事業者概要（様式2）、納税証明書（写し可）、法人登記簿謄本（写し可）、印鑑証明書（写し可）及び誓約書（様式9）を各1部、下記（1）の期日までに八尾市電子申請システム（「八尾市立中小企業サポートセンター事業」委託業務公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という。）によりデータで提出してください。

なお、誓約書（様式 9）については、押印した原本を、下記（1）の期日までに下記（3）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 令和 4 年 5 月 30 日（月）午後 5 時まで（必着）

(2) 応募フォームによりデータで提出いただく書類

①参加申請書（様式 1）

②事業者概要（様式 2）

③法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

④市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑤法人登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの）

⑥印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）

⑦誓約書（様式 9 データ提出に加え、押印した原本については別途郵送等が必要）

\*ただし、令和 4 年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録をされている場合は上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(3) 持参または郵送により提出いただく書類（様式 9）の提出先

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目 1 番 6 号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部産業政策課イノベーション推進係

TEL : 072-924-3964(直通)

(受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで)

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

## 7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式 8）を記入し、提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

## 8 企画提案書等の配付及び提出について

企画提案書は下記、様式 3～7 とし、原本 1 部、副本 1 部（計 2 部）を応募フォームによりデータで提出してください。なお、副本においては事業者を特定できないように、会社名等は記載しないでください。

(1) 提出期限 令和 4 年 5 月 30 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出書類

①企画提案書（様式 3）

②類似業務実績(様式 4)

③業務執行体制・スケジュール（様式 5-1、5-2）

④提案内容（様式 6-1、6-2）

⑤経費見積価格（様式 7）

## 9 提案様式の記載上の留意事項

- ア. 2(4)「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。
- イ. 提案書類は、A4縦左綴じで、片面換算で30頁以内(表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む)とする。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。
- ウ. 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。また、様式3～7については、任意様式を可とする。ただし、記入項目の変更は不可。
- エ. 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認められません。
- オ. 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- カ. 当該事業の申請にかかる事前説明会は開催しません。

## 10 提案に関する質問等

### (1) 受付期間

令和4年5月13日(金)から同年5月20日(金)午後5時まで

### (2) 質問方法

質問は八尾市電子申請システム(「八尾市立中小企業サポートセンター事業」委託業務公募型プロポーサルの質問フォーム)により行うこと。

### (3) 回答

本市ホームページ上に回答を掲載します。

## 11 選定方法

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。なお、企画提案書等の提出者が4者以上ある場合は、様式4～6による「提案点」の事前書類審査を実施して、評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、当該3者に対してプレゼンテーション実施要請通知(書類審査の結果通知)を行います。

### (1) プレゼンテーション

#### ① 日程・場所

日 程 令和4年6月9日(木)

場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 3階 セミナールーム

※ プレゼンテーションの開始日時は参加申請者によって異なるので、詳細は、別途、それぞれに通知します。

#### ② 提案説明内容等

- ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については準備しますが、その他必要な機材(パソコン等)については持参すること。
- イ. 提案説明は1者あたり30分以内とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。
- ウ. 参加者は2名までとします。

## 12 審査項目及び評価内容

別紙 「八尾市立中小企業サポートセンター事業」受託候補者選定基準のとおり

## 13 審査結果

審査結果は、令和4年6月中旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

## 14 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定します。

## 15 契約保証金

契約保証金は契約金額の 5/100 以上とします（ただし、利子は付しません）。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

## 16 問合せ先

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内  
八尾市魅力創造部産業政策課イノベーション推進係  
TEL : 072-924-3964 (直通) FAX : 072-924-0180  
E-mail : [sangyou5@city.yao.osaka.jp](mailto:sangyou5@city.yao.osaka.jp)